

分収林契約適正化事業（継続）

【平成26年度概算決定額 90,599（104,450）千円】

事業のポイント

林業公社等が管理している分収林について、引き続き分収林として管理経営していくべきか否かを調査します。その上で、管理経営すべきではないと判断された森林については、森林施業受委託を促進するなど、契約の適正化を図ります。

- ・ 林業公社等が管理している分収林については、木材価格の下落等によって採算性が悪化する一方、造林及び保育に要した借入金の残高の累増により、その計画的・効率的な森林整備が困難になっています。
- ・ 分収林契約の満了後に伐採跡地が土地所有者に返還されても、収入不足等から自主的造林が放棄され、森林の公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれがあります。
- ・ このため、分収益による再造林が見込めないと判断される森林については、分収林契約を解除し、必要に応じて森林施業受委託を促進するなど、契約の適正化を図ります。

政策目標

多様な森林づくりに誘導する分収林の割合 70%→100%

<内容>

以下の活動に対して支援します。

- （１）分収林のうち植栽木の成長が悪い森林や木材の搬出が困難な森林等について、分収林として引き続き管理すべきか否かの区分及びそれぞれに応じた今後の取扱いに関する調査・分析に必要な経費への助成
- （２）（１）の調査・分析結果を踏まえ、①分収林契約の解除及び契約解除後の受委託契約の締結、又は②分収林契約の期間延長など、それぞれの取扱いに応じた契約内容の変更手続き等に必要な経費への助成

林業公社等が、分収林とそれに隣接する民有林を対象として、森林経営計画の作成又は施業の集約化を行う場合、森林調査、合意形成活動、境界の確認活動等を支援します（森林整備地域活動支援交付金により措置）。

<補助率>

1／2

<事業実施主体>

都道府県協議会

<事業実施期間>

平成25年度～29年度（5年間）

〔担当課：林野庁整備課〕